

目次

- ① 改訂の理由について
- ② 改訂の要旨

案件2-2 富田林市地域公共交通計画の改訂について

① 改訂の理由について

富田林市地域公共交通計画(以下、「本計画」という。)の策定後、金剛バスの廃止に伴う4市町村によるコミュニティバス(金剛ふるさとバス)の運行を開始し、また、金剛ふるさとバス沿線地域等における地域公共交通のマスタープランとして「金剛ふるさとバス沿線地域等地域公共交通計画」を策定したこと等により、本計画の策定内容に変更が生じたことから、改訂を行うもの。

案件2-2 富田林市地域公共交通計画の改訂について

② 改訂の要旨

- ・「4市町村コミバス」の名称を「金剛ふるさとバス」に変更
- ・富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会で策定された「金剛ふるさとバス沿線等地域公共交通計画」を関連計画として位置付け
- ・その他、表現等を修正